

知事コメント
(国地方係争処理委員会への審査申出について)

普天間飛行場代替施設建設事業に係る不承認処分に対する沖縄防衛局からの審査請求に関し、令和4年4月8日付けで国土交通大臣が行った裁決について、本日、地方自治法第250条の13第1項の規定に基づき、国地方係争処理委員会に審査申出を行いました。

沖縄県においては、今般の裁決に対する対応を検討する上で、これまで、行政法学者等からの意見聴取も含め、裁決書の内容を詳細に精査してきたところです。

その結果、沖縄県は、概ね次のような理由から、今般の国土交通大臣の裁決は無効であり、違法な国の関与に該当すると判断しました。

第1に、沖縄防衛局長は行政不服審査法に規定する「固有の資格」において不承認処分を受けたものであることから、これに対して審査請求を行うことは認められず、このような不適法な審査請求に対して行われた裁決は無効であるということです。

すなわち、既に埋立てを行う法的地位を得ている者が設計概要の変更を行おうとする場合には、私人であれ国の機関であれ公有水面埋立法に定める要件を満たすことが必要となりますが、裁決書は、国の機関が埋立工事の期間を長期化する場合には、私人の場合と異なり、それ自体は審査の対象とならないとし、さらに、処分庁が「国土利用上適正且合理的ナルコト」の要件判断として工期の長期化を考慮することすら認めていません。

これは、設計概要の変更を行うにつき国の機関たる沖縄防衛局長が私人と異なり特別に扱われているということであり、令和2年3月の最高裁判決の考え方に従っても、「固有の資格」に該当することとなります。

第2に、国土交通大臣は、内閣の一員として辺野古新基地建設を推進する立場にあり、これまでの行政不服審査手続においても閣議決定に即した対応を行ってきており、今般の裁決に関しても、審査請求手続においては、大臣は知事に処分をすべきと命ずることはできず、かつ、行政庁の立場と切り分けた公正・中立な審査庁としての立場で対応することが必要であるにもかかわらず、裁決と同時に承認せよとの勧告を行ってきたこと等から、今般の裁決は、公正・中立な審査庁による判断という行政不服審査制度の前提が欠落しており、審査庁としての地位を著しく濫用したものであるということです。

このようなことを踏まえ、国地方係争処理委員会には、今般の裁決が無効であり、違法な関与に該当することについて、中立・公正な審査をお願いしたいと思っております。

そして、以上のとおり、今般の裁決が違法・無効であることから、沖縄県が昨年11月25日に行った不承認処分は今なお有効に存在していることとなります。

改めて申し上げますが、今般の変更申請が不承認となった以上、沖縄防衛局は大浦湾側の工事を行うことができず、結果として、埋立工事全体を完成させることがより困難な状況となりました。

県としましては、このような状況を踏まえ、今後も政府に対し、対話によって解決策を求める民主主義の姿勢を粘り強く求めるとともに、日米両政府に対し、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を求めてまいります。

県民、そして国民の皆様におかれましては、なお一層の御支援、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年5月9日
沖縄県知事 玉城 デニー